

## 新型コロナウイルスに関する農林水産省対策本部（第15回） 概要

日時：令和2年5月4日(月) 17時15分～17時30分

場所：農林水産省第1特別会議室（※印以外の者はウェブ会議）

出席者：江藤大臣※、伊東副大臣※、加藤副大臣、河野政務官、藤木政務官、次官※、農林水産審議官、官房長※、統計部長、総括審議官、総括審議官（国際）、危機管理・政策立案総括審議官※、報道官、統計部長、消費・安全局長、食料産業局長、生産局長、経営局長、農村振興局長、政策統括官、農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官、北海道農政事務所長、東北農政局長、関東農政局長、北陸農政局長、東海農政局長、近畿農政局長、中国四国農政局長、九州農政局長

内容：

### 1 本部長御発言（大臣）

本日はウェブ会議とさせていただいた。今後、なるべくこのようなシステムを活用していきたい。先ほど、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、全都道府県を対象とした緊急事態宣言が5月31日まで延長することが決定された。これを踏まえて、いくつかの点について指示する。

感染拡大の防止を図る観点から、農林水産省としても、引き続き、テレワークを積極的に推進するとともに、出勤前の検温、発熱等の症状が見られる職員の出勤自粛等の取組を改めて徹底すること。

引き続き、農林水産業、食品関連産業に事業継続を要請させていただく。地方農政局においては、しっかりと現場の声を拾い、5月中も緊張感を持って対応すること。また、感染者発生時対応と業務継続の基本的なガイドラインについて、必要な改正を加えることを検討すること。

緊急事態宣言が延長されたことで、更なる農林水産業、食品関連産業への影響が懸念される。引き続き、国民の皆様方への食料供給、適切な価格での安定的な量の供給を継続し、そして、現場に何が起きているのか、食品Gメンも含めて、現場の状況把握に努めること。

先般成立した補正予算については、活用していただくための現場での努力を続けること。

緊急事態宣言は基本的に31日までであるが、我々の努力で短くすることも可能である。農林水産省全職員、関連産業、そして現場の皆様、力を合わせて、この厳しい事態を脱することができるように頑張ろう。

—プレス退出—

### 2 新型コロナウイルス感染症への対応について

伊東副大臣より政府対策本部の概要を報告

<伊東副大臣>

4月7日に埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県、この7都府県に対して緊急事態宣言が出され、今日で29日目となる。更に、この7都府県と同程度に感染拡大が進んでいる北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府の道府県も、特定警戒都道府県とされ、緊急事態宣言と同様の取組が実施されている。

今後、感染が抑えられているというような報道がなされるかもしれないが、これに気を

抜くことのなく、引き続き、緊張感をもって感染拡大防止策に努めていただきたい。農林水産省は、国民への食料の安定供給に最大の責任を有しているので、それぞれの部署で最大限の努力をお願いします。

以上